

牧之原市立地頭方小学校 いじめ防止基本方針

①いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

ア 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

イ いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。けんかやふざけ合いであってもいじめの判断は被害者の立場に立って、被害者の複雑な心情に寄り添いながら行う必要がある。

ウ 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

② いじめ防止の施策

ア 組織の設置

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭からなる「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期及び必要に応じて開催する。いじめの内容が深刻な場合は PTA 役員、人権擁護委員も加えて開催する。いじめを発見し、また相談を受けたにもかかわらず、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことはいじめ防止対策推進法第 23 条第 1 項の規定違反になり得る。

イ いじめの未然防止

「授業づくりは人づくり」を基本に、「明るい開放感と心地よい緊張感」「相手意識を持ち優しく話す」「温かく聞き多様に反応」「間違いは宝として認める気持ち」等、心が温かく通い合う学級・学校づくりに努める。また、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する場を設定し、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。さらに、ペア活動や日々の道徳授業の推進等により、相手を思いやる気持ちを育む。

【インターネットを通じて行われるいじめに対する対策】

学校は、児童及び保護者に対して発信された情報や発信者の匿名性等、インターネットの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対応するための必要な啓発活動として、情報モラル研修会や児童・保護者を対象としたスマホ講座等を行う。

③ いじめの早期発見

児童同士のかかわりや教師と児童のかかわりを大切にして日常生活や授業等の教育活動を展開することで、何でも言える学級の雰囲気づくりに努めるとともに、児童の観察を丁寧に行い、心の変化を敏感に察知する。その上で、さらに以下のような活動を進める。

- ・気になる児童の様子について話し合う「梅の芽の子を語る会」を通して、児童の情報を共有する。【年度始め、毎週の打ち合わせなど】
- ・「学校生活アンケート」をとり、児童が困っていることなどの情報を集めて、いじめの早期発見に努める。【年3回】
- ・教育相談やスクールカウンセラーとの面談の機会を設けて、児童や保護者が悩みを相談できるようにする。
- ・担任は、生徒指導主任、養護教諭等と連絡を密にとり、子供の心の変化を見逃すことのないよう組織で対応する。
- ・「SOSミニレター」等、子供が悩みを相談できる場を紹介する。

④ いじめが発生した際の対処

ア 早期対応

いじめを発見した場合は事実関係を確認し、教職員の共通理解と「いじめ防止対策委員会」を中心として慎重にいじめの背景と対策を検討する。深刻な事態にならないように、学校・家庭・地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応する。また、市教育委員会へも報告する。いじめられた児童とその保護者へは、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。一方、いじめた児童へは自らの行為を自覚させ、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。また、いじめた児童の保護者へは、いじめの経緯を説明し、以後の協力を求める。なお、ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。

イ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはでない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめの行為がやんでいること（少なくとも3ヶ月）

② 被害児童が心身に苦痛を感じていないと認められること

被害児童および保護者に対し、面談等により確認する必要がある。

ウ 重大事案への対処

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態として対応する。

重大事態が発生した場合、又は重大事態が疑われる場合には、速やかに牧之原市教育委員会へ報告するとともに、学校いじめ対策組織を中核として情報を共有し、組織的に対応する。

また、児童生徒や保護者から重大事態に係る申し立てがあった場合は、その訴えを重く受け止め、教育委員会と情報共有を図りながら、事実関係の確認及び必要な対応を行う。

調査に当たっては、被害児童生徒及び保護者の意向を十分に踏まえながら、事実関係の把握に努めるとともに、調査結果をもとに再発防止に取り組む。

⑤ 公表・点検・評価等について

- ・保護者への通知・ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づいて学校体制として機能しているかを学校評価の項目に位置付けることで、定期的に点検・評価を行う。

<いじめ対応フローチャート>

【いじめの発見】

- ◆いじめの現場を発見 ◆日常の観察（「サイン」や「変化」）
- ◆本人や保護者からの訴え ◆児童・生徒・保護者などからの情報等

その日のうちに対応

【情報収集・把握】

- ◆丁寧に聞く ◆できる限り多くの情報（いつ・どこで・誰が・何を・どのように）

複数の職員で対応

☆聞き取り時の注意事項☆

- ①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
- ③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
- ④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
- ⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

【報告・共有・組織対応】

- ◆生徒指導主任、教務、教頭、校長に**即時報告**
- ◆被害児童・加害児童の保護者への連絡、今後の対応

①いじめ認知フォームに入力

②いじめの疑いがある場合（組織で判断）

- いじめ対策委員会を開催（校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・担任）
- ・事実確認 ・協働体制の確立 ・対応方針の決定、共通理解・重大事態の有無の確認

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応

【関係機関との連携】窓口：教頭
★重大事態のある時は教育委員会へ
速やかに報告

- ・警察 ・医療機関 ・保護者
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめの未然防止に向けた取組